

## 2020 年度剰余金処分

(単位：円)

| 科 目                       | 金 額       |
|---------------------------|-----------|
| I. 当期末処分剰余金               | 5,261,777 |
| II. 剰余金処分額<br>災害等リスク対応積立金 | 1,394,878 |
| III. 次期繰越剰余金              | 3,866,899 |

### (補足説明)

1. 生協法第 51 条の 4 で定めている教育事業繰越金は、当期剰余金の 5%以上を次期繰越剰余金に含めて繰り越します。今期の教育事業繰越金を 30 万円とし、次期繰越剰余金は 386 万 6,899 円とします。
2. 法定準備金は 496 万円となっており、出資金総額の 2 分の 1 を超えています。
3. 任意積立金は目的積立金（3 種類）と別途積立金となっています。
  - (1) 経営安定化積立金は、会員生協のやむを得ない事情により、会費減額や会費を納めることができない場合における県連業務の継続を目的に積み立てています。上限金額 1,000 万円のところ、現在 1,000 万円と上限まで積み立てています。
  - (2) 災害等リスク対応積立金は、首都直下型の大規模地震や風水害による災害、災害以外のリスクへの対応を目的に積み立てています。上限金額 800 万円のところ、医療生協物資支援および大学生協見舞金として 139 万 4,878 円を拠出したため、現在 660 万 5,122 万円となっていますが、拠出額と同額を積み立て、800 万円に戻します。
  - (3) 埼玉県生協連 50 周年記念事業積立金は、上限金額 600 万円のところ、現在 600 万円と上限まで積み立てています。
  - (4) 別途積立金は、使用目的を明記していない積立金ですが、現在 500 万円となっています。